

呼 称		トンネル技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本トンネル専門工事業協会
CCUS職種コード		1 9 トンネル特殊工 - 0 1 トンネル工 (特殊作業員) 2 0 トンネル作業員 - 0 1 トンネル工 (普通作業員) 2 1 トンネル世話役 - 0 1 トンネル工 (世話役)
レベル4	就業日数	1 0 年 (2150日)
	保有資格	●登録トンネル基幹技能者〔00006〕 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)〔91040〕 ◇レベル2、3の基準に示す保有資格 【必須】
	職長経験	3 年 (645日)
レベル3	就業日数	7 年 (1505日)
	保有資格	◇ずい道等の掘削等作業主任者〔40008〕 又は ずい道等の覆工作業主任者〔40009〕 【必須】 ◇発破技士〔34003〕 又は 火薬類取扱保安責任者 (甲・乙種)〔34001,34002〕 【必須】 ◇職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕 【必須】 ◇レベル2の基準に示す保有資格 【必須】
	職長・班長経験	1 年 (215日)
レベル2	就業日数	2 年 (430日)
	保有資格	◇車両系建設機械 (機体重量 3 t 以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械) の運転技能講習〔40035〕 【必須】 ◇小型移動式クレーン (5 t 未満) の運転技能講習〔40031〕 【必須】 ◇玉掛け作業技能講習〔40040〕 【必須】 ◇高所作業車の運転技能講習〔40039〕 【必須】 ◇車両系建設機械 (解体用) の運転技能講習〔40036〕 又は コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育〔50016,50017〕 【必須】 ◇特定粉じん作業特別教育〔50042〕 【必須】 ◇ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育〔50043〕 【必須】
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ◇印の保有資格は、必須。●印の保有資格は、いずれかの保有で可。